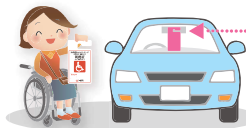


ちゅらパーキング 利用証制度

交付対象・申請方法



駐車区画を利用する際は、利用証をルームミラーにかけて使用します。

交付対象者			
区分	交付基準 (障害者手帳の等級など)	有効期間	申請に必要な添付書類
視覚障害	1級～4級	なし	身体障害者手帳
平衡機能障害	1級～5級		
肢体不自由	上肢		
	下肢		
	体幹		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		
	移動機能		
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	1級～4級	なし	療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
知的障害	A1、A2		
精神障害	1級		
難病患者	・障害者総合支援法の対象となる疾患に罹患している者(特定医療費(指定難病)受給者等)・特定疾患医療受給者・小児慢性特定疾病医療受給者	なし	各受給者証等 介護保険被保険者証
高齢者等	要介護1以上		
妊産婦	産前	妊娠7ヶ月から	母子健康手帳
	産後	産後1年6ヶ月まで	
その他必要と認められる方	上記区分のうちで交付基準に該当しない方のうち、歩行が困難又は移動の際に配慮が必要な方	1年未満で必要な期間	医師の診断書等、本人確認書類
	その他の障害、一時的な怪我や病気等により歩行が困難又は移動の際に配慮が必要な方		

申請方法

交付申請書(専用ホームページからダウンロードできます)に必要な添付書類を添えて、窓口又は郵送で申請できます。ご家族などが代理で申請する場合には、代理人の本人確認書類が必要となります。

窓口申請

お住まいの市町村窓口などで市町村窓口などで申請を受け付けています。窓口の詳細は、専用ホームページをご覧ください。

郵送申請

県障害福祉課では、郵送での申請を受け付けています。交付申請書類のほかに利用証を送付するための切手(180円)が必要となります。

お問い合わせ 沖縄県障害福祉課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL:098-866-2190 FAX:098-866-6916

沖縄県

沖縄県 ちゅらパーキング利用証制度に ご協力ください

(障害者等用駐車区画)

「ちゅらパーキング利用証制度とは」

公共施設や商業施設、店舗などに設置されている障害者等用駐車区画を適正にご利用いただくために、障害のある人、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な方、移動の際に特別な配慮が必要な方に、共通の「利用証」を交付する制度です。



利用証は3種類あります
交付対象者、申請方法は裏面をご覧ください。

駐車場を持つ事業者・施設管理者のみなさまへ

利用証を交付された方が安心して駐車できるよう、以下のとおり、協力区画の登録にご協力ください。

お願い1 「車いすマークのある駐車区画」を “車いす使用者優先区画”としてご登録ください

車いす使用者は、車のドアを全開にしないと乗り降りが難しく、幅の広い駐車区画が必要になります。既存の障害者等用駐車区画(車いすマークのある幅の広い区画)をそのまま協力区画としてご登録ください。新たに区画を設置する必要はありません。

お願い2 「出入口に近い通常の駐車区画」を “プラスワン区画”としてご登録ください

車いす以外の方は、幅は広くなくても、出入口に近い駐車区画が求められます。通常の駐車区画のうち、施設の出入口に近い位置にある区画を「プラスワン」区画としてご登録ください。区画幅の変更(ラインの引き直し)は必要ありません。

登録方法

電子申請により
登録できます!



その他、メール、郵送による方法もあります。ご登録いただいた施設・区画は県ホームページで紹介させていただきます。詳細は専用ホームページをご覧ください。

■ 中面は協力施設・利用者からのメッセージ ■ 利用証の交付対象、申請方法は裏面をご覧ください



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



ちゅらパーキング利用証制度専用ホームページ

ちゅらパーキング

検索



沖縄県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

ちゅらパーキング利用証制度の協力企業紹介

弊社では「多様性の力で沖縄を豊かに 世界を幸せに」ということを長期の企業目標に掲げています。障がいのある方だけでなく、妊婦の方や一時的にケガをされた方にも、快適に買い物を楽しんでいただきたいと考え、ちゅらパーキング利用証制度を早い段階から導入しました。日用品が揃う身近な商業施設として、また地元企業として、地域の皆さまに寄り添いたいという想いもあります。

また、弊社には障がいのあるスタッフも在籍しており、多様性を受け入れる方針を社内広報を通じて定期的に周知しています。そのため、従業員にとってもこの制度がより身近に感じられるものとなっています。

制度導入後は不正に関する声は届いていませんが、改善の余地はあると考えており、必要に応じて区画の増設も検討しています。実際に利用されている方々がどのように感じているのか、ぜひお聞かせいただきたいです。

私たちのように駐車場や店内の面積を広く確保できる店舗では、障がいのある方や妊婦の方、お年寄りの利用も多いかと思います。そのような企業が積極的にちゅらパーキング利用証制度を導入することで、多様性を受け入れる沖縄に一步近づくのではないのでしょうか。



金秀興産株式会社
(サンプラザ糸満)
管理本部 本部長
安藤 朝子さま

会社概要

金秀興産株式会社
〒903-0103
沖縄県中頭郡西原町字小那覇
494番地1金秀商事(株)3階



ちゅらパーキング利用証制度の協力企業紹介

多くのお客様に安全、かつ快適にお買い物をしていただきたいという思いから、「ちゅらパーキング利用証制度」の導入を決定しました。暮らしに欠かせない家具やインテリアを取り扱い、全国に店舗を展開する企業だからこそ、各地域にお住まいの方々に寄り添った利便性の向上が重要であると考えています。制度を導入した3年ほど前、当時の担当者のご家族がご懐妊されたことがきっかけとなり、担当者自身がより一層「自分ごと」として捉え、導入を強く推進したことも要因です。

私たちは収納家具や寝具などの大きな商品も扱いますので、積み込みをお手伝いする際、車が近くにあることで、お店側にとっても安全第一で対応ができていますと実感しております。導入後トラブルは減少し、実際に、週に一度ほどの頻度で車椅子をご利用のお客様にご来店いただいております。

利用者の方々からは「いつもありがとう、助かっています」とのお声も頂戴しており、制度の重要性を改めて実感しています。沖縄は車社会であり、移動に車が欠かせない環境です。そのため、お客様の安全と利便性を確保するために、駐車場の整備は重要であると考えております。



ニトリ 豊見城店
フロアマネジャー
富高 公貴さま

会社概要

ニトリ 豊見城店
〒901-0225
沖縄県豊見城市豊崎3-96



ちゅらパーキング利用証制度の協力企業紹介

実は、ちゅらパーキング利用証制度を取り入れる前から、那覇の店舗を先駆けに、駐車場に障害者等用区画を設けていました。特に雨の日など、入り口付近に一般の方が車を停めてしまうトラブルが時々あったためです。その後、那覇市からのお声がけでこの制度を知り、正式に導入することを決めました。制度を導入してからは、障害者等用駐車区画の不正利用がなくなり、障害者や高齢者、妊婦の方などがより気持ちよく利用できるようになったと感じています。

私たちは生活協同組合として、組合員の皆さまをはじめ、すべての利用者に快適に利用してもらうことを最優先に考えています。設立当初からその理念は変わらず、ちゅらパーキング利用証制度を取り入れることも、利用者のことを考えると自然な決断でした。最近では、感覚過敏のある方もより快適に買い物ができるように、店内の音や照明を最小限にする「クワイエットアワー」の取り組みも始めています。

店舗や企業にとっても、トラブルの防止につながるため、この制度の導入を検討してみたいいかがでしょうか。



コープおきなわ
店舗事業本部
本部長スタッフ
安仁屋 徹さま

会社概要

生活協同組合コープおきなわ
〒901-2588
浦添市西原1丁目2番1号



車椅子利用者の声

車椅子トラベラー 三代 達也さん

ちゅらパーキング利用証制度は、障害のある方だけでなく、一時的に骨折をされた方や妊婦さんなど、移動に配慮が必要な方々も対象に含まれている点が素晴らしいと思います。

私たちは、外出の準備に健常者の方に比べて何倍もの時間がかかることがあります。そのうえで、いざ駐車しようとしたときに、証明書を持たない車が車椅子スペースに停まっていると、予定を立て直したり、駐車スペースが空くのを待たないといけません。この制度によって、こうした状況が防止できるのはとても助かります。

沖縄市障がい福祉協会事務局長 片倉 政人さん

ちゅらパーキング利用証制度で特に良いと感じる点は、証明書が遠くから見ても分かりやすいことです。以前は車椅子マークを車体に貼るだけでしたが、今はフロントガラス前に配置されているので、視認性が非常に高くなっています。

また、障害の種類に応じて証明書の色が異なり、目立つため便利だと感じています。

駐車場が広い企業には、ぜひ積極的にこの制度を取り入れて欲しいと考えています。

コラム ヘルプマークをご存じですか？

内部障害や発達障害、難病、または妊娠初期の方など、外見から分らなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的とし、導入されています。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、モノレール・バス内で席をゆずる、声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。ヘルプマークは、お住まいの市町村の窓口で申請できます。詳しくは県や市町村の障害福祉担当課にお尋ねください。

